

議 第 五 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年三月十八日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 高 橋 次 男

仙台市議会議長
野 田 讓 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号1中「政策調整局」を「企画調整局」に改め、同条第二号1中「企画市民局」を「市民局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。